

別紙

不開示部分及びその理由

不開示部分	根拠規定	不開示理由
警察職員の氏名	個人情報保護に関する法律（以下「法」という。） 78条1項2号	開示請求者以外の個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるものであるため。
	法78条1項5号	開示することにより、犯罪の予防、捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。
<ul style="list-style-type: none"> <li>・「入電事案名」欄</li> <li>・「通報場所」欄</li> <li>・「通報者」欄</li> <li>・「通報局」欄</li> <li>・「通知電話番号」欄</li> <li>・【事件内容及び犯人人相等】【訴出人等】欄</li> </ul>	法78条1項2号	開示請求者以外の個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるものであるため。
	法78条1項7号	110番通報及びその処理は通報者、目撃者その他の関係者との信頼関係に基づいており、開示することにより、今後の110番通報に係る事務の適正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。
<ul style="list-style-type: none"> <li>・「処理事案名」欄</li> <li>・【処理てん末状況】欄</li> </ul> の不開示部分	法78条1項7号	事案処理に係る評価又は判断に関する情報であって、開示することにより、今後の110番通報に係る事務の適正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。